

鳥取大学大学院工学研究科リサーチ・アシスタントに関する要項

平成8年7月1日制定

平成13年6月4日一部改正

(趣旨)

第1 鳥取大学大学院工学研究科(以下「本研究科」という。)におけるリサーチ・アシスタント制度の実施については、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2 リサーチ・アシスタント制度は、本研究科における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本研究科が行う研究プロジェクト等に、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院博士後期課程に在学する学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(職務内容)

第3 リサーチ・アシスタントは、本研究科が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(身分)

第4 リサーチ・アシスタントは、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

(選考等)

第5 リサーチ・アシスタントの選考は、次の基準に該当する者の内から、各研究代表者の推薦に基づき、研究科長が行うものとする。

(1) 成績が優秀な者

(2) 将来研究者となる資質があると期待される者

(3) 研究等の内容を十分理解し、補助できる者

(4) 本人の研究、授業等に支障が生じない者

(5) 社会人及び国費外国人留学生以外の者

(任期)

第6 リサーチ・アシスタントの任期は、採用日の属する会計年度の範囲内で定める。

(給与)

第7 リサーチ・アシスタントの給与は時間給のみとし、1時間当たりの額は鳥取大学が定める額とする。

(報告)

第8 研究代表者は、リサーチ・アシスタントを採用したことにより得られた当該研究プロジェクト等遂行上の成果及びリサーチ・アシスタントとして採用された学生自身の成果等について、研究科長に報告するものとする。